

【令和8年度交付金申請する前にご確認ください】

●交付条件……年12回以上の活動計画をたて、計画の中に下記の講座をいれる

- ・健康講話 1回
- ・介護予防教室（運動） 1回
- ・介護予防教室（栄養、口腔、薬のうちいずれか） 1回または2回

		回数	金額
基本額		年12回～23回 開催	6万円/年
加算	加算Ⅰ	年24回以上 開催	6万円/年
	加算Ⅱ	年3回～5回子どもと一緒に活動	3万円/年
	加算Ⅲ	年6回以上子どもと一緒に活動	6万円/年

※加算Ⅱ・Ⅲの子どもの人数は、全体の参加者の3分の1程度ですが、満たなくても考慮します。
地区の子ども施設（学童保育、保育園等）や町内の子ども会に呼びかけるなど、ご検討ください。

○参考：交付金のパターン

	内訳	交付金上限
基本	年12～23回 開催予定	60,000円
加算あり	年12～23回の開催予定で その内、子ども共生3～5回	90,000円
	年24回以上 開催予定	120,000円
	年12～23回の開催予定で その内、子ども共生6回以上あり	120,000円
	年24回以上開催予定で その内、子ども共生3～5回	150,000円
	年24回以上 開催予定で その内、子ども共生6回以上あり	180,000円

いきいきふれあいのつどい交付金使い道について

※つどい（介護予防）活動のための交付金です。

	科目	説明	具体例
対象	人件費	事業の推進を図るにあたって中心となって活動する方への人件費および活動を支援する支援員（スタッフ）に対する人件費。 ※参加者に対する謝礼は除く。	代表又は副代表、事務局、送迎等のお手伝い代等
	講師謝礼	活動時に指導する講師に対する謝礼。	お礼の品（現金および菓子折り等）
	交通費	研修旅行や施設体験時の移動手段における費用。 ※市や県からバス助成金がある場合は、その金額を除く。	バス代、（ジャンボ）タクシー代、電車賃等
	消耗品費	つどい活動時、短時間で消耗する物品の購入費用。 ※個人配布用は対象外	文房具、ティッシュ、手指消毒液、ゲーム等大会の景品（食糧費除く）
	印刷製本費（印刷費）	活動の案内や、チラシ作成時に発生する費用。	コピー用紙代、インク代
	会場使用料	公民館・集会場および研修旅行や施設体験時に発生する料金。	公民館・集会場の使用料、施設入館料
	光熱水費	つどい活動時に使用する会場の電気代、水道代等。 ※他団体と共有して利用する（つどい団体以外も利用する）場合については、利用時間や専有面積による按分等により運用をしてください。 ※会場使用料に含まれる場合は、会場使用料計上	水道代、電気代、ガス代
	通信運搬費	つどい活動時に使用する、書類等の郵送費。	封筒、切手代、ハガキ代
	保険料	移動や活動時に発生した際の災害に対する保険。	スポーツ保険料、社協ボランティア保険料等
非対象	備品購入費	つどい活動で長期に使用する物品等。 ※事業計画との整合性が必要です。自治振興会、公民館等他団体と共同で使用する場合は、利用時間による按分をしてください。 ※家電製品に関しては、購入前に事前に相談してください。	スポーツ用品、調理で使用する食器等
	食糧費	この交付金は、国・県・市の税金や介護保険料を財源としています。介護保険でデイサービスや施設を利用している方々は、食事代は実費であり、その介護給付費と基準は同じのため対象外。	弁当、お菓子、飲料、調理材料等
	慶弔費	交付金使用の対象外。	香典
	会費	交付金使用の対象外。	シニアクラブ会費等

※上記以外に高額になる物品（1万円以上）を購入希望された場合および購入を迷われた際は、事前にご相談ください。

問合せ：越前市長寿福祉課 ☎0778-22-3784

1 交付について

Q1-1 交付金は、いつ交付されますか。

A1-1 6月19日（金）に交付する予定です。

Q1-2 同町内に複数の団体がある場合、各団体に交付されますか。

A1-2 各団体に交付します。

※参加メンバーや会場が同じ場合は、別団体として認められない場合があります。
それぞれの団体の開催状況を確認させていただきます。

2 対象経費について（詳しくは、別紙一覧をご参考ください。）

Q2-1 交付金の交付を受ける団体は、交付金申請条件の必須講座の謝礼を、交付金から支払わないといけませんか。

A2-1 規定の回数内であれば、必須講座の謝礼を支払う必要はありません。
規定の回数を超える場合は、交付金を活用してください。

Q2-2 なぜ、食糧費（飲料含む）は対象経費に含まれないのですか。

A2-2 この交付金は、介護保険料や国・県・市の税金を財源としています。同じ財源を利用しているデイサービスや介護施設の利用者は、食事代は実費ですので、介護保険給付費と同様、食糧費に利用することはできません。

Q2-3 無料講座でも、謝礼の支払いは必要ですか。

A2-3 必要ではありません。

Q2-4 講師謝礼として、商品券や飲食料等を渡す場合の費用は対象となりますか。

A2-4 対象となります。

Q2-5 参加者に配布する湯楽里の利用券の購入費用は、交付金の対象となりますか。

A2-5 配布目的の利用券やチケット代は、交付金の対象となりません。
ただし、活動として施設へ出向いた際の入館料や利用料等は対象となります。

Q2-6 前年度までに購入した物品の費用は交付金の対象となりますか。

A2-6 対象となりません。当該年度中に購入したものに限りませ。
(例.令和4年度に購入した分を令和5年度の交付金から使用することはできません。)

Q2-6 新型コロナウイルス感染予防のため、マスクや消毒液等を購入し配布することは交付金の対象となりますか。

A2-6 Q2-5と同様に、ただ配布するだけのものは対象とはなりません。活動中に使用するマスクや消毒液等であれば、対象となります。

Q2-7 シニアクラブの会費は対象となりますか。

A2-7 対象となりません。

Q2-8 慶弔費は対象となりますか。

A2-8 対象となりません。

Q2-9 活動を支援する支援員（スタッフ）に対する人件費は対象となりますか。また、上限はありますか。

A2-9 対象となり、上限はありません。ただし、交付金は、基本的に活動費に充てていただくもののため、活動に影響がない範囲でお願いいたします。

Q2-10 送迎したとき、1時間〇〇円と規定していいですか。

A2-10 規定することは、法に触れる可能性があります。送迎に関する費用は、参加者のサポートをしてくださる費用弁償とみなし、人件費に計上してください。

Q2-11 公民館や集会場の備品を購入しようか検討しているのですが、交付金の対象となりますか。

A2-11 つどい活動で頻回に使用する場合は、対象となります。
ただし、ほかの団体も使用する場合は、その団体と按分してください。

Q2-12 購入を考えているものが、交付金の対象かどうかわかりません。

A2-12 迷った際には、購入前に市に相談してください。
購入した備品は、監査の際に交付金で購入したものとわかるよう、ラベルシールを貼るなどしてわかるようにしていただきますようお願いいたします。

3 交付条件について

Q3-1 「年12回以上」とは、年間の合計開催数が12回以上であれば交付条件に当てはまりますか。

A3-1 年間の合計開催数が12回以上であれば条件に当てはまります。

Q3-2 年12回以上の計画を立てることができないのですが、交付金はもらえるようになりますか。

A3-2 1年を通して継続して活動することが介護予防となり、つどいの場所が社会参加の場となります。この観点から、年12回以上の活動に対して交付金を交付しています。
なお、毎回講師を呼んで開催する必要はありません。

Q3-3 自主活動で1回とみなすのはどのような活動ですか。

A3-3 ①つどい団体が主催する活動

②登録メンバー全員に声をかけて開催する活動

※つどいの自主活動として開催する旅行も1回とみなします
日帰りでも一泊二日の場合でも、1回として扱います。

③自分たちで行う体操や体験活動等、1回の活動時間が1時間程度ある活動

Q3-4 自主活動に含まれないのはどのような活動ですか。

A3-4 ①つどい団体が主催していない活動

※地区全体の敬老会、運動会等

②一部のメンバーのみが参加する活動

※役員会等、シニアクラブ（老人会）主催のスポーツ大会等

③1回の活動時間が1時間程度に満たない活動

※夏季のラジオ体操だけ集まって行うことは1回とみなしません

④活動回数の半数を超える町内の草むしり等の奉仕活動

Q3-5 1回当たりの参加人数に規定はありますか。

A3-5 何人以上という規定はありません。

Q3-6 一日のうち、午前と午後に集まる場合は、2回の開催とみなしてよいですか。

A3-6 一日に複数回集まった場合も、同日の開催であれば1回の開催とみなします。

Q3-7 新型コロナウイルス感染症で活動を中止した場合は、1回とみなしませんか。

A3-7 実際には開催されていないため、1回の開催とみなしません。

ただし、やむを得ない事情があり中止となった場合は、事前にご連絡ください。

Q3-8 講師の都合や大雪警報などで活動が中止となった場合は、1回とみなしませんか。

A3-8 実際には開催されていないため、1回の開催とみなしません。

中止にし、年間11回の活動となってしまった場合は、交付金全額返還となります。
別日に自主活動を行うなど調整をよろしくお願いいたします。

Q3-8 複数のつどいが合同で開催した場合、それぞれのつどいごとに交付金が出ますか？

A3-8 町内間の交流を目的とするものであれば、複数町内が合同でのつどいを開催していただ
いて結構です。ただし、複数町内が合同で開催する場合は、開催場所が異なることによ
って参加者が参加困難になり、参加人数が減ることがないようにご配慮願います。

なお、交付金は、計画の半数を超えない範囲で合同で実施した場合、各々の団体に交付
することとします。(例. つどい1団体あたり年12回以上開催した場合、合同での実施
回数が5回以下であれば、各々の団体に交付されます。)

4 申請方法について

Q4-1 誰が申請するのですか。

A4-1 申請者は、原則、区長とし、口座は区（町）の口座とします。ただし、区が認めているのであれば、区長以外の申請でも可能としますが、その場合は区長が一任するという書類の提出が必要です。また、複数町合同で実施している場合の申請者は、区長以外の代表者でも構いませんが、個人の口座では申請できません。

Q4-3 申請者の名前は区長で、実際に提出に行くのはつどい代表の方でもいいですか。

A4-3 実際に提出される方は、代表の方でも結構です。

Q4-4 なぜ、つどい交付金は区（町）を通して交付するのですか。直接、つどいに交付することはできないのですか。

A4-4 いきいきふれあいのつどいの活動を町内に広く理解してもらい、一部の方が請け負うのではなく、町内ぐるみの介護予防、支え合い・助け合える体制づくりを推進していきたいという考えからです。

5 実績報告について

Q5-1 報告は誰が行いますか。

A5-1 申請者と同一の方が行います。

※年度途中で区長の変更があった場合、報告書の日付時点での区長名で提出してください。

Q5-2 実績報告書を提出する際に、領収書の添付は必要ですか。

A5-2 必要ありません。

ただし、後日領収書を提出していただく場合がありますので、領収書は、5年間保管ください。

6 その他

Q6-2 事故やけが等の保険は市で加入していますか。

A6-2 市が加入している市民総合補償保険が対象となる場合があります。しかし、往復途上で事故は対象とはなりません。このように必ず適用されるとは限らないため、各つどい団体で民間の保険に加入いただくことをおすすめしております。

市民プラザたけふ（アル・プラザ武生）4階の社会福祉協議会（0778-22-8500）でボランティア活動保険の案内をしております。

（つどい活動に関する保険料は交付金の対象経費です。）

Q6-3 社会福祉協議会のレクリエーション用具レンタルは、今も行われていますか。

A6-3 レンタルは用具の劣化等により終了しました。

用具レンタルをお考えの方は、市スポーツ課（２２－７４６３）へお問い合わせください。ただし、用具によってはないものもございます。

Q6－4 資料集の講座がマンネリ化しているので、新しい講座を入れてほしいです。

A6－4 具体的に希望される講座がありましたらお申し付けください。資料集には、多種多様な講座を掲載しておりますので、まだ受けたことのない講座を取り入れてみるなどご検討ください。

Q6－5 つどい代表の方が交代すると、相談する相手がいなのですがどうすればいいのですか。

A6－5 地域包括支援センターや市が相談窓口になりますので、ご活用ください。

Q6－6 毎回、参加者が限られています。来てほしい方に来てもらうために何かアイデアはありませんか。

A6－6 毎月、つどいが開催される日にちを書いたチラシを対象者の自宅に配布し、声掛けを行っているつどい団体があります。また、自主活動として、手芸や料理教室（食材は交付金対象外）を行うなど人が集まりやすそうな企画を行っているつどい団体もあります。全て資料集に掲載している講座を選ばないといけないわけではありません。ですので、必須講座を入れ、他の活動は自由に自主活動をしていただいて構いません。